

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1事業所の概要

運営主体の法人名(事業者名)	イリョウ ホウジンホウフ カイ 医療法人豊和会	
法人の種類	医療法人	
運営主体の所在地	豊田市和会町東郷148番地	
代表電話番号・FAX番号	TEL 0565-21-6700	FAX 0565-21-6780
ホームページアドレス	http://www.houwakai.or.jp/	
運営主体の開設年月日	1993年12月9日	
運営主体の代表者氏名	鈴木 克宏	
事業者名	テイキ ホウカツシエン 地域包括支援センターかずえの郷	
管理者の役職・氏名	センター長・近藤 洋子	
事業所の所在地	豊田市和会町東郷148番地	
交通の方法	愛知環状鉄道 三河上郷駅より車で5分 名鉄本線 新城駅より車で7分	
代表電話番号・FAX番号	TEL 0565-21-6725	FAX 0565-21-6780
ホームページアドレス	無し	
緊急連絡先 (時間外でも連絡可能な連絡先)	老人保健施設かずえの郷	TEL 0565-21-6700
介護保険の指定番号	2303000083	
指定年月日	2006年4月1日	
指定更新年月日	無し	
運営の方針と事業所の特色など	利用者に対し、自立した生活のための能力維持、向上を図るため介護サービスが利用出来る様支援します。 利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることが可能です。 利用者は介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。	

2職員の体制に関する事項

所属する担当職員 の人数・構成	保健婦又は看護師	常勤			非常勤			常勤 換算
		男性	女性	計	男性	女性	計	
		0人	2人	2人	0人	0人	0人	2人
	主任介護支援専門員	常勤			非常勤			常勤 換算
		男性	女性	計	男性	女性	計	
		0人	2人	2人	0人	0人	0人	2人
	社会福祉士	常勤			非常勤			常勤 換算
		男性	女性	計	男性	女性	計	
		1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人
	その他の職員	常勤			非常勤			常勤 換算
		男性	女性	計	男性	女性	計	
		0.2人	0人	0.2人	0人	0人	0人	0.2人
サービス従業者1人当たりの担当利用者数		35人						
サービス従業者の健康診断の実施の有無		有						
常勤職員の所定労働時間		1週間当たり40時間						

3、サービスの内容等に関する事項

営業時間(窓口対応可能時間)	月曜～金曜 8時45分～17時30分
特記事項	365日24時間連絡対応可能
サービス提供地域	上郷地区
担当している予防給付の対象者数	要支援1(38人) 要支援2(81人) 事業対象者(4人) 令和6年4月1日現在
損害賠償保険へ加入	有

苦情・相談対応 窓口の名称 連絡先・対応時間	事業所または法人に設置された 苦情・相談対応窓口	地域包括支援センターかずえの郷 TEL 0565-21-6725 対応時間(土日を除く) 8時45分～17時30分
	外部に設置された苦情・相談窓口	豊田市介護保険課 TEL 0565-34-6634 対応時間(土日祝日を除く) 8時30分～17時15分
	国保連苦情・相談対応窓口 (介護保険サービス苦情相談窓口)	愛知県国民健康保険団体連合会 TEL 052-971-4165 対応時間(土日祝日を除く) 9時～17時
事故発生時の対応	当職員は、利用者に対する指定介護予防の提供による事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。	
秘密の保持	担当職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。なおサービス担当者会議において利用者の個人情報を用いる場合は利用者及びその家族の同意を、あらかじめ個人情報利用同意書により得ます。	
高齢者虐待防止 の為の措置	利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者(管理者を担当者とする)を配置し虐待防止のための対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を行います。 また、虐待防止の為の指針を整備し、従業員に対し虐待防止の為の研修を定期的に開催します。	
ハラスメント対策の 強化	地域包括支援センターは、適切な介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ範囲を超えたものにより地域包括支援センター職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じさせていただきます。	
身体的拘束等の 適正化の推進	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとし、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。	
業務継続計画・BCP	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定します。	
入院時の利用者・ 家族への依頼	利用者が病院又は診療所に入院する場合は、地域包括支援センターと入院先医療関係との早期からの連携を促進するために、担当職員の氏名及び連絡先を入院医療機関に家族から伝えて頂くことを依頼します。なお、より効果性を高めるため、日頃から地域包括支援センターの連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保険することについても依頼します。	
利用料	基本的に利用者負担はありませんが、保険料滞納により利用者負担が発生する場合があります。	

介護予防支援・介護予防マネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な項目を説明しました。

地域包括支援センターかずえの郷
豊田市和会町東郷148番地
説明職員氏名()

本書面により、事業所から介護予防支援・介護予防マネジメントについての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

利用者	住所			
	氏名			
代理人	住所			
	氏名		利用者 との関係	

